

## 2024年2月 定例会議 次第

1. 開会挨拶 13:30~13:35

2. 児童虐待、その後の報告 13:35~14:00

3. つながり若者センターの取り組みについて 14:00~14:30

つながり若者センター 中島 円美 様

休憩 10分間

4. 協議会と基幹相談支援センターの役割についての再確認 14:40~15:10

滋賀県自立支援協議会 大平 眞太郎 様

5. 大津市障害者自立支援協議会の今後に関して意見交換 15:10~15:30

①自己紹介(お名前、事業所名)

②大津市障害者自立支援協議会をより地域ニーズに根差したものにする意見交換

- ・大津市障害者自立支援協議会の良いところ、こうすればもっと良いと思うところ
- ・今後協議会で取り上げた方がいい地域課題

### 6. 今後の予定

・次回定例会は3月22日 13:30~15:30 で大津市公会堂ホールで予定。

＊次回内容としては、おおつ障害者プランの見直し及び次年度予算の報告、大津市における地域生活支援拠点の今年度の取り組み状況、障害者虐待防止センターからの報告、相談支援機能強化事業の取り組み報告、ヨコヨコインターン報告等を予定。

・来年度は全体報告会を5月17日 10:00~12:30 で予定。場所は調整中。

・定例会は7月19日、9月20日、1月17日、3月21日の午後で予定。

# 児童虐待、その後

子どもの頃に虐待を受け、大人になった障害のある人への支援  
に悩む支援者の学び

1

## やまびこゼミ

- 基幹相談センターの人材育成の取り組み
- もともとは障害福祉と児童福祉の連携プロジェクト
- 始まりは、自立支援ホームでの支援の悩みから
- （児童福祉と障害福祉の連携が始まったきっかけ）
- 事例検討を重ねる
- 2022年～やまびこゼミとして、「家族」をテーマに取り組む
- 参加メンバー

2

## やまびこゼミで取り組んだこと 2022

①	4/22	「SOSを見つけ出すために支援者ができることはなにか？」より ①感想の共有 ②自分が家族の支援で悩むこと
②	6/24	「SOSを見つけ出すために支援者ができることはなにか？」より 背景要因考える
③	8/26	「里親ファミリーフォーム」 「進路選択について」
④	10/28	家族ってなに？ ～障害のある人の暮らし方について考える～
⑤	12/23	「パートナーについて」考える
⑥	2/24	文献学習「なぜ女性はケア労働をするのか」

3

## やまびこゼミで取り組んだこと (2023)

①	4/28	文献学習「殺す親 殺させられる親」 著者 児玉真美
②	6/23	家族を理解するためのジェノグラムについて
③	8/25	介護殺人事件から、家族を考える
④	10/27	児童虐待、その後 ①
⑤	12/22	児童虐待、その後 ②
⑥	3月	未実施

4

## 障害福祉の援助技術だけでは 支援がうまくいかないと感じる事例

5

### 加工した事例

Aさん 軽度知的障害。  
児童施設で育つ。18歳で退園。グループホームで暮らし  
障害者雇用枠で一般就労。  
最初は仕事もできていたが、徐々に仕事を休みがちに。  
ホームへ帰らない日が増え、ネットで知り合った人と東京へ。  
「時給の高い仕事があるのでこっちにいる」という連絡。  
ホームは退所。

いま、どうしているかはわからない。

6

Bさん 軽度知的障害。

生まれてすぐから乳児院。ずっと児童施設で育つ。

親からは連絡なし。親が所在不明の時期も。

18歳で卒園、ひとり暮らし。障害者雇用で仕事に就いていた。

親からお金の無心の連絡が入るようになり、送ってしまう。

親のパートナーからもお金の無心。

そのうち、「時給のいい仕事がある」と友だちに言われて転職。

転職先でトラブルを起こし、逃げるように

他府県の親のもとへ転出。（親は新しいパートナーと暮らしてる）

住民票もうつしてしまい、転出先で本人が「支援はいらない。」と行政に伝えたことで、途切れた。

7

本人の自己決定ではあるが、これでよかったのか。

障害福祉の支援者としては、

渡されたバトンを、自分たちがつなぐことができなかった

ように感じてしまう。

8

Cさん 軽度知的障害、発達障害。  
親からの虐待を受け幼少期より施設で暮らす。  
18歳で卒園。18歳まではほぼ母には会わず。  
2年間グループホームで過ごした後、ひとり暮らしへ。  
部屋は片付かない、健康管理も難しい、仕事も続かない。  
連絡がつかなくなり、部屋を何日間か留守にすることもあった。

自分を虐待していた親が病気で倒れて要介護状態になったと  
親の現在のパートナーから連絡があり「娘なら介護すべき」と呼び  
出される。本人は「親に会いたい」と、会いに行く。  
電話で親のパートナーから施設入所のための身元引受人の書類にサ  
インを迫られる。病院から親の延命措置の判断を求められる。

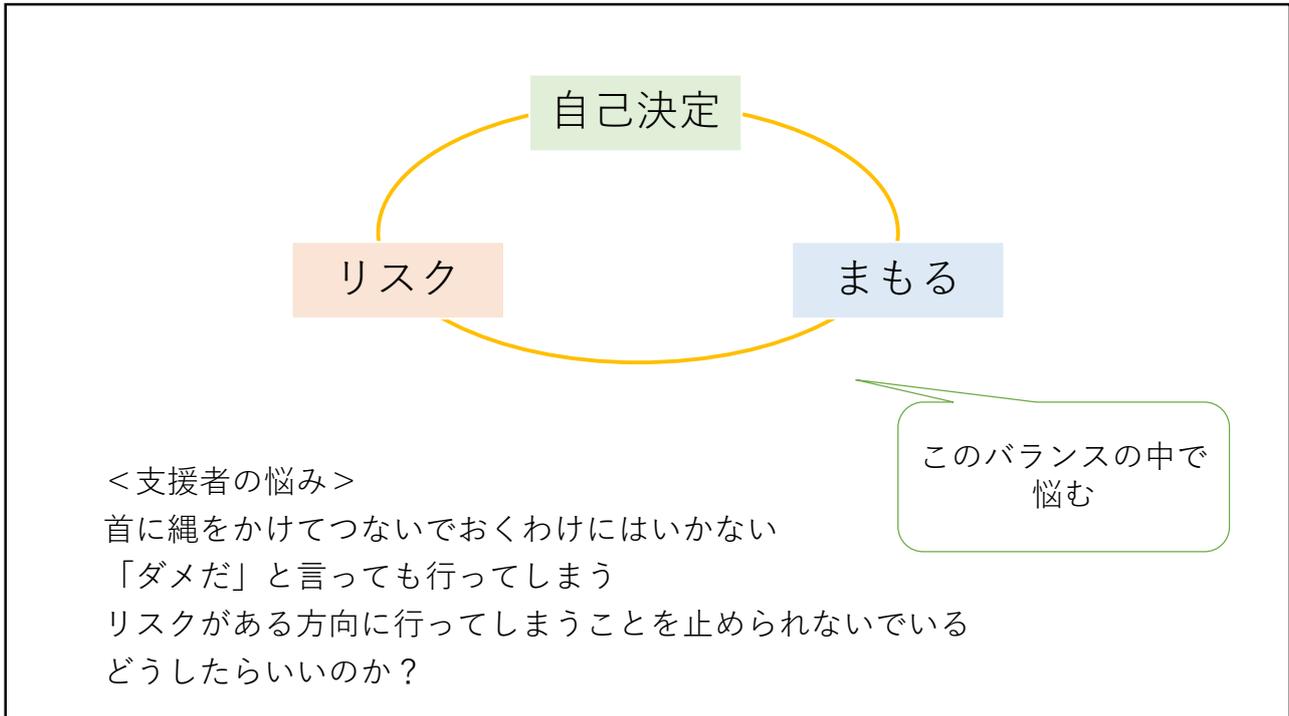
9

(つづき：軽度の知的障害があるCさんにとって)

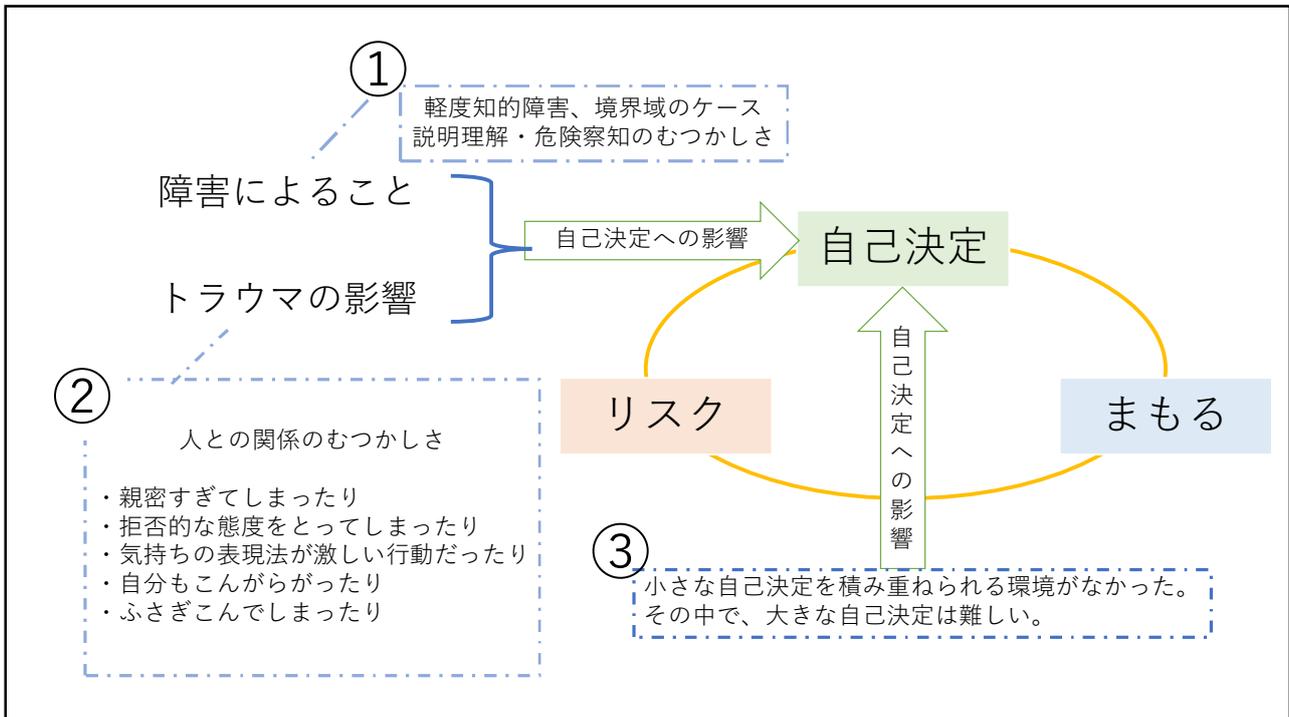
- ・「身元引受人」というものがどういう意味があるのか理解することは難しい。
- ・「延命措置をするかどうか」の判断についても理解することが難しい、判断も難しい。丁寧な支援がいるが誰がするのか。
- ・本人は会ったこともなかった親の新しいパートナーが強く出てくる人なので、支援者は危険を感じている。

→本人に「自己決定してください」ではあまりに厳しい。  
しかし、家族として、親の最後にかかわることが、  
本人の気持ちの整理につながるのかもしれない。  
支援者と本人と相談して対応している最中だが、  
これでいいのかわからない。

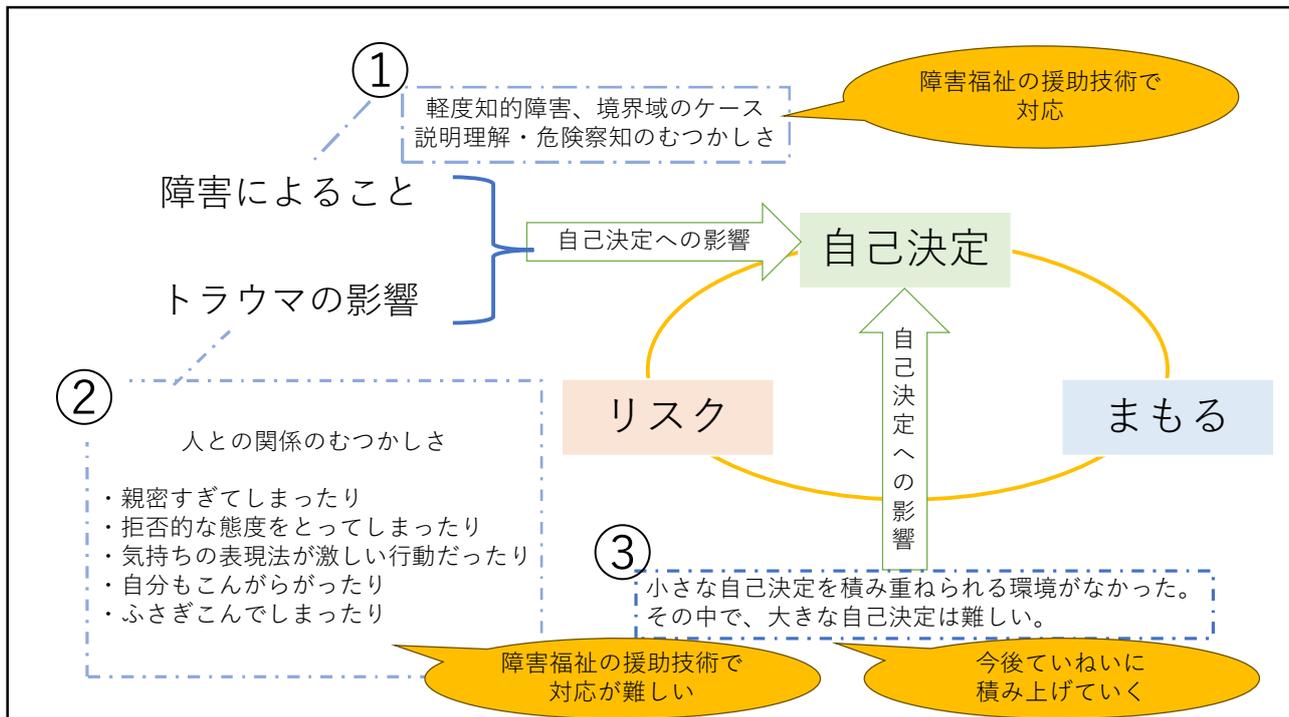
10



11



12



13

①は、障害福祉の援助技術でがんばるとして

②③について、援助技術が弱い

→障害福祉の枠組みだけで対応しようとする  
無理が生じる

14

## グリーフという感情

グリーフ＝矛盾した感情が自分の中に存在する

「親に会いたい。けど、会いたくない。」

「親が怖い。けど、親が好き。」

(児童養護施設職員からの助言)

- 親に会いたい気持ちは否定できない  
→安全に会える方法を考える (付き添い等)

15

## ③について

自分で小さな決定を繰り返すことができなかった人生

児童施設での取り組み (小さな決定の繰り返し)

- 入所してきた子どもと、一緒にお茶碗を買いに (選ぶ)
- 「NO」と言える練習
- 行事への「参加」「不参加」を自分で決める
- 自分の安全レベルを選べる

16

根拠法の違い

18歳までは措置の仕組みも含めて「子どもとして守られる」

成人になると…、

17

## 児童養護の経験者からの助言

- 里親ファミリーホーム
- 児童養護施設

「リスクをきちんと伝えて、それでも行くなら止めない。でも、怖いことがあったら逃げてくるように伝える」

「逃げ方も具体的に伝える」「怖いことが何か」も伝える。  
そのためには支援者も「ホストとはどういうものか」

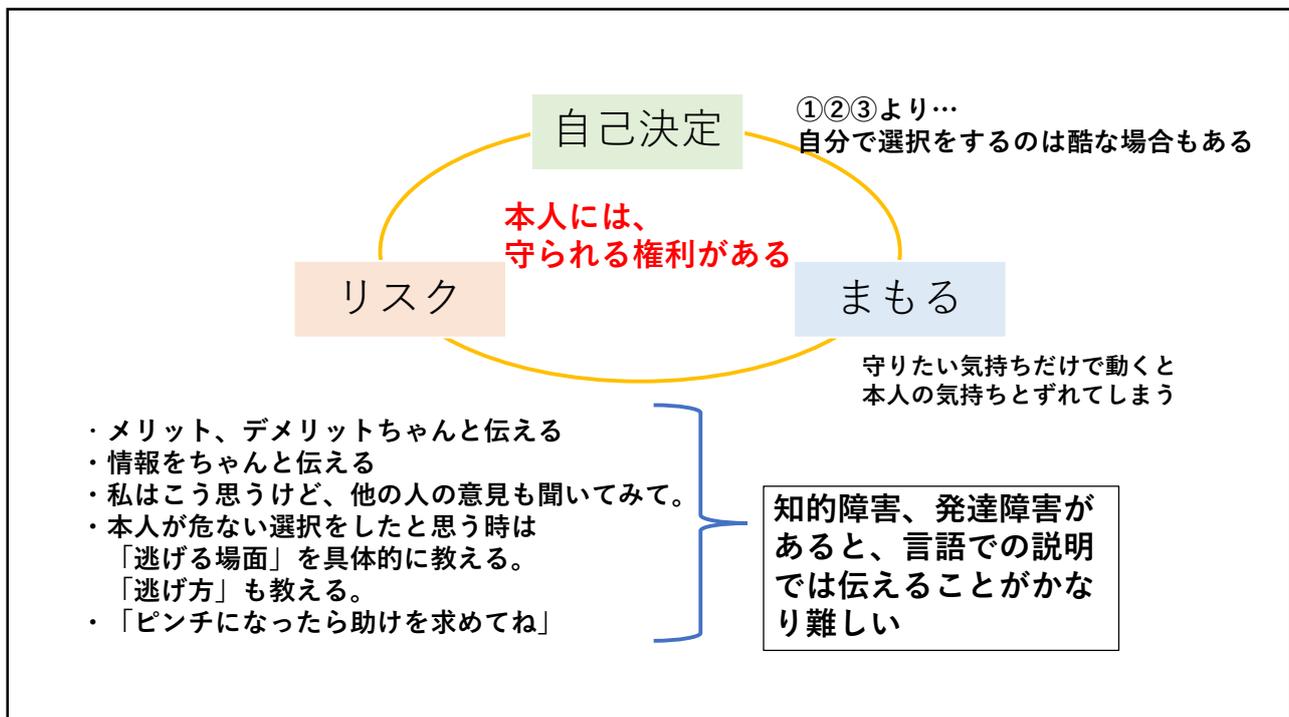
「性風俗とはどういうものか」を勉強しないと伝えられない。

18

- マッチングアプリでの交際は普通になっている
- 大津にもホストクラブがある

支援者があまりにもしらなすぎる←説明ができない

19



20

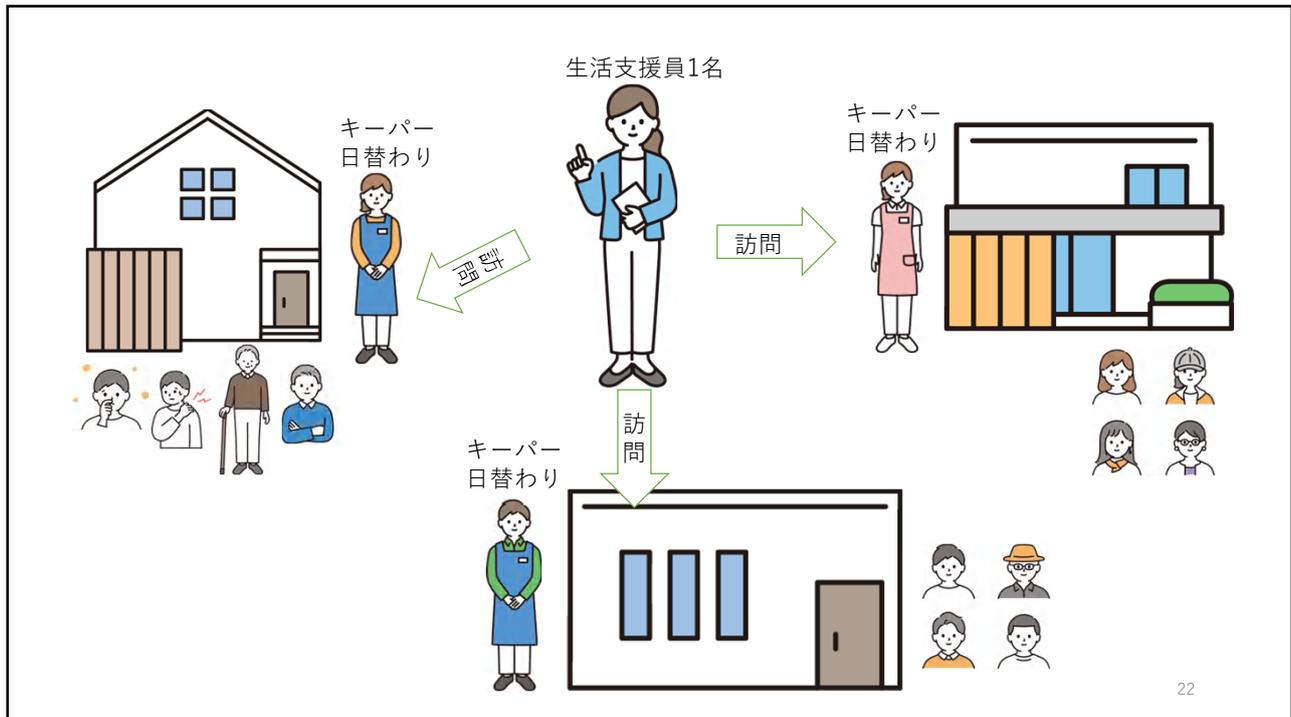
障害分野の職員として戸惑っている事…

社会的養護の施設等で育った障害のあるケース  
（軽度知的、発達障害、精神障害）

ひとり暮らしは困難、自宅にも返せない  
と、なった時、卒業時「**グループホーム**で」と言われる。  
児童施設では1対1の職員配置のような手厚い中でケアを受けて  
きた人たち。

**グループホームは、障害福祉＋社会的養護の支援ができる  
ような制度設計にはなっていない。**

21



22

生活支援員は、有資格者であることが多いが、  
複数のホームを掛け持ちしていて、巡回している。

基本的に、グループホームにいるのはキーパーさん  
キーパーさんは採用の際、以下のように言われていることが多い。  
「ご飯を作ったり、お掃除をしたり、お話し相手をしてください」  
「未経験でもできる仕事です」

障害に対する援助技術＋社会的養護に対する  
援助技術が必要なケース

⇒キーパーさんは支援に戸惑う

23

選択肢が少ない中で、どうすればいい？

社会的養護から、障害福祉の支援チームに渡していくときの  
**のりしろ**がない。

**のりしろ**はどうやったら作れるか

①のりしろはどうつくるか

②成人期にはどんな社会資源で、どんなサポートをできるのか

**悩んでいる最中です。**

24

大津市障害者自立支援協議会定例会(R6. 2. 16)

## つながり若者センターの取り組みについて



つながり若者センター  
 (滋賀県地域養護推進協議会)  
 統括コーディネーター 中島 円実

1

## 社会的養護から自立に向けて

保護者がいなかったり、家庭内が虐待など不適切な養育環境であることから、家を離れて社会的養護で育つ子どもたち。子どもたちは何一つ悪いことをしていないのに、住み慣れた家を出て暮らさなければいけません。

厳しい家庭環境から逃れ、安心できる生活の場を得た彼ら。施設や里親さんでの暖かいくらし。でも、そんな安心の家からも、いつかは自立する時がきます。



大事に養育してくれた職員さん  
 だからこそ、心配かけたくない、  
 いいカッコしたい、だから少しく  
 らいの困りごとなんて相談でき  
 ないの。。

2

## 地域養護という考え方

現在、多くの子どもは、自分の家族と一緒に家庭で養育されます。そして、施設や里親などで子どもを育てることを「社会的養護」と言います。その出身者は「**ケアリーバー**」と呼ばれています。

そもそも私たちは、家庭であれ施設であれ、里親やファミリーホームであれ・・・老いも若きも、すべてを包む「**地域**」で暮らしています。

社会的養護も家庭的養護も、地域で子どもや若者を育てていきましょう、ひるがえってそのことで地域も育つのではないかと、というのが「**地域養護**」の考え方です。



3

### 滋賀県地域養護推進事業（令和3年度～）

（国庫：児童虐待・DV対策等総合支援事業） 実施主体：滋賀県

#### 1 背景

- 児童養護施設や里親家庭等の「**社会的養護**」のもとで生活していた児童（**ケアリーバー**）のうち、約8割が困難や不安を抱えており、特にお金、将来、仕事に関することの悩みが多い。
- 家庭基盤や保護者とのつながりが脆弱なケアリーバーは、生活全般を自分で管理し、維持していくことは難しいため、**自立に向けた継続的な支援**が必要。
- これまでは、子ども家庭相談センターがコーディネーター役となり、市町、施設、民間団体等とともに退所後の支援を実施してきたが、虐待件数の増加等への対応によりセンターにとって大きな負担となっていた。

#### 2 事業概要

- 福祉・就労・教育および司法等の関係団体を構成員とする「**滋賀県地域養護推進協議会**」が、地域の有志により令和3年3月に発足。
- 守山市にその活動拠点「**マザーボード**」を置き、令和4年12月には彦根市に2か所目の活動拠点「**コージータウン**」を開設。県の委託事業により**総括員**や**相談支援コーディネーター**を配置。
- 児童養護施設等で退所前後のケアを担当する**自立支援専門員**とも連携しながら、**ケアリーバーをはじめとした地域で困難を抱えた若者**への支援を実施中。



商業施設「アルプラザ彦根」内に開設された第2の活動拠点「つながり若者センター・コージータウン」（彦根市）↓



空き店舗を活用して開設された第1の活動拠点「つながり若者センター・マザーボード」（守山市）↓



資料：滋賀県

4

## 私たちの取組の3つの特長



- ① 社会的養護出身の若者を中心に、**社会的養護を経験しない若者**も対象に、地域で暮らす家庭的・経済的にしんどい若者も支援の対象に広げています。原則、**年齢制限はありません**。
- ② しんどさを抱えた若者を支援するために、就労・障害・司法など多様な支援機関と連携を図りながら、よりスピーディで適切な支援ができる、そんなしくみを作るため「滋賀県地域養護推進協議会」を設け、その事務局を担っています。そして協議会のメンバーは、みなさま方です！
- ③ 協議会の中に「個別支援会議」「進捗会議」「全体会議」という3つの会議を設け、**日頃の支援から見えてきた課題**を関係団体・機関の中で共有しながら、支援の幅がより広がるよう、課題解決に向けた社会の支えや必要な行政施策等を提言していくこととしています。

5

## 活動3年で得た、代表的な課題

ケアリーバーやしんどさを抱える若者に共通する代表的な課題

- ① **就労**が続かず、再就労への活動が難しい
- ② **金銭管理**が難しい
- ③ **住居**
- ④ **トラウマケア**ができない、または途切れてしまう

…家庭的基盤のない彼らに、これらの課題は相互に絡み合い、生きづらさを強めています。

⇒R5年度は、これら課題についての対策を考え、政策提言します。

6

## つな若の主な事業

### 1. 相談支援事業

生活の様々な困りごと、手続き、医療、法律…に対して  
来所・訪問・同行・電話やラインなどの方法で  
継続支援計画作成

施設など巣立つ時に、継続的な支援について計画  
支援のネットワークを広げていく（協議会）

### 2. 居場所事業

ふらりと立ち寄れる場所・相談支援の一環としての居場所

**相談支援も居場所事業も「ソーシャルワークを丁寧に、確実に」が基本です！**

7

## 【相談支援事業】令和4年度実績(MotherBoardのみ)

令和4年度の相談支援(累計)						
相談種別	生活相談	就労相談	医療関連支援	法律相談支援	計	個別会議
	2,587	861	281	25	3,754	99回

令和4年度末まで、**相談支援受理人数は74人**。社会的養護経験者は59人、経験者以外は15人。

日々の**支援のゴール**はどこ？何を目指して寄り添うの？

問題が起きた時にはその解決をフォローします。でも、その先の人生を、彼ららしく納得して生きてほしい。30歳、50歳...もしかして生を終える瞬間、いろいろあったけど、楽しかったな。。そう思ってほしい。それがゴールでしょうか。



8



9



10

## 居場所は…サードプレイス？

アメリカの社会学者が、「人にはサードプレイス(第3の居場所)が必要」と、提唱しました。

「ファーストプレイス」は、家庭  
「セカンドプレイス」は学校や職場、です。

つな若に来てくれる若者は・・・

「ファーストプレイス」が脆弱な方が多いです  
そして「セカンドプレイス」がない、または失った状態の方も。。

私たちは、彼らと何を共有し、何をめざしましょう



11

## 自分を信じる力をはぐくむ

「ここでは、ほんとうの自分を出せる。みんな受け入れてくれる。居心地がいい場所。」

そんな安心できる心の基地、「居場所」

そして、「居場所」で受け入れられ認めてもらった“自分”、その存在を、“自分自身が”しっかり受けとめ、大切に思えること。

時間がかかるかもしれない。大事なことには、時間がかかる。

時間がかかってもいい、自分自身を認め大切に思い、そして自分を信じて生きてく力。

そんな力を、共にはぐくんでいきたい。



12



## 存在への敬意

18歳までの児童は保護者と社会が育ちの責任を負います(児福法)。  
では19歳は？20歳は？25歳は？30歳は？…  
発達途上の彼らは、たくさん失敗します。誰もが、そうです。

まして、愛されるべき家族から傷つけられ、苦しめられ、ほおつておかれた寂しい魂を、まだ癒えぬまま抱えつづけている彼ら。

さて私たち支援者は、彼らとどう関わりましょう。



13

彼らに、自分の人生を、我が事として受け止めてもらう。

安心して生きて、安心して失敗してもらう。

彼らが生きてきた、短いけれど尊い人生に敬意を持ち伴走したい。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします！



14

# 自立支援協議会の 2023年度の取り組み

大津市障害者自立支援協議会事務局

松岡 啓太

1

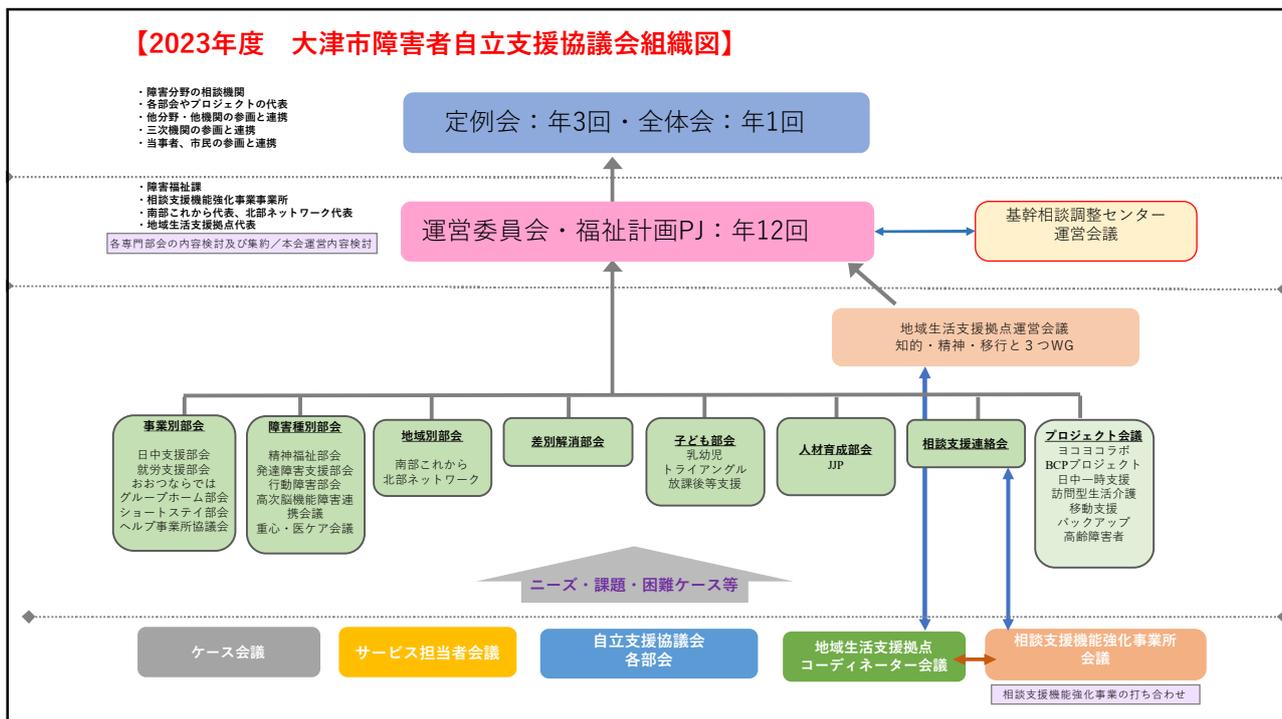
大津市自立支援協議会のスローガン

あるサービスは調整する

ないサービスはつくる

2

## 【2023年度 大津市障害者自立支援協議会組織図】



3

## 昨年度の会議及び研修会の実施回数

2022年度	部会	プロジェクト	研修	月合計
4月	10	5		15
5月	15	4	2	21
6月	13	4	1	18
7月	15		1	16
8月	12	3	1	16
9月	13		1	14
10月	15	4		19
11月	11	2	2	15
12月	13	1	1	15
1月	14	5	1	20
2月	14	3	1	18
3月	17	1		18
<b>合計</b>	<b>162</b>	<b>32</b>	<b>11</b>	<b>205</b>

4

## 2023年度重点課題の整理解決に向けた取り組み

- ・ 相談支援の拡充と質の向上に向けた取り組み  
「相談しやすい大津を作る。」
- ・ 地域生活支援拠点事業の具体的展開  
「住み慣れた地域で暮らし続ける。」
- ・ 医療・保健分野との支援ネットワークの強化  
「精神、医療的ケア、高次脳機能障害の包括的ケアシステム構築」
- ・ 障害分野における人材育成と拡充に向けた取り組みの強化  
「学び合い、働き続けられる大津」
- ・ 大津市障害者プラン策定への参画  
「困っている市民に必要な支援を届けるプラン」

5

## 2023年度 プロジェクト会議

障害者プラン策定  
プロジェクト

訪問型生活介護  
プロジェクト

日中一時支援  
プロジェクト

BCP計画策定  
プロジェクト

高齢障害者  
プロジェクト

移動支援  
プロジェクト

バックアップ  
プロジェクト

ヨコヨコラボ

6

# 「地域（自立支援）協議会と基幹相談支援センターの役割についての再確認」

滋賀県障害者自立支援協議会  
大平 眞太郎  
（社会福祉法人グロー）

1

1

## 1.（自立支援）協議会の成り立ち ～滋賀県の事例から～

2

2

## (1) 障害のある人への相談支援の経緯

### 平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆ 身体障害：市町村障害者生活支援事業（平成8年）
- ◆ 知的障害：障害児（者）地域療育等拠点施設事業（平成2年）→障害児（者）地域療育等支援事業（平成8年）
- ◆ 精神障害：精神障害者地域生活支援事業（平成8年）
- 国の補助事業による包括的相談支援の提供

### 平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆ 措置から契約へ
- 障害当事者がサービス事業者を選ぶ制度へ → ケアマネジメントの提供の必要性が明確化
- 同年 市町村障害者生活支援事業と障害児（者）地域療育等支援事業が一般財源化
- ◆ 国の補助事業から市町村及び都道府県の地方交付税財源事業へ

### 平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆ 障害福祉サービスが再編され、サービス提供目的の明確化と日ごとにサービスを選べる体系に
- ◆ 3つの相談支援事業が一体化され市町村地域生活支援事業（委託相談支援事業）に位置づけられる
- 市町村障害者相談支援事業の創設
- ◆ 法律に指定障害者相談支援事業が位置づけられ、一部の利用者にサービス利用計画作成費を適用
- 相談支援（ケアマネジメント）の個別給付化

### 平成22年 障害者自立支援法改正 → 平成24年 障害者総合支援法の施行

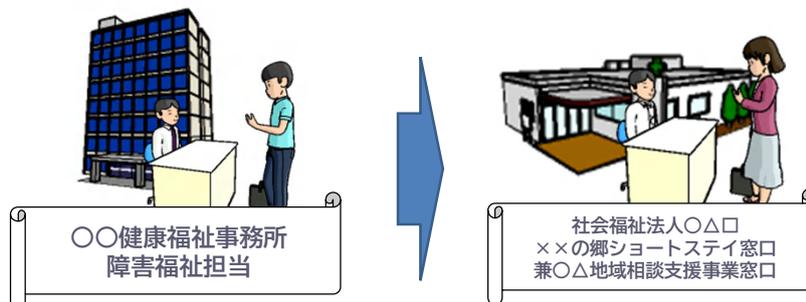
- ◆ 相談支援体系の見直し
- 地域の相談支援体制の中核を担う基幹相談支援センターが法律に位置づけられる
- 指定特定相談支援事業（指定障害児相談支援事業）の創設と原則すべてのサービス利用者に計画相談支援等が適用となる
- 計画相談支援等によるケアマネジメントが支給決定プロセスに連動
- 指定一般相談支援事業の創設による地域移行支援および地域定着支援の個別給付化

3

3

## (2) 地域生活を支える相談支援活動とサービス調整会議の創設

### ① 生活ニーズの受けとめと地域に開かれる施設機能



継続的で専門的な支援体制整備のはじまり

4

4

## ② 地域に潜在するニーズへの気づき

- 1993年 積極的な短期入所事業の展開  
法人による地域での障害者家庭状況調査の実施
- 1994年 法人による会員制レスパイトサービス開始
- 1994年 圏域における障害のある人の地域生活状況調査
- 1995年 福祉圏域6町による レスパイトサービスの制度化
- 1996年 滋賀県単独事業  
「24時間対応型在宅福祉サービス事業」が制度化

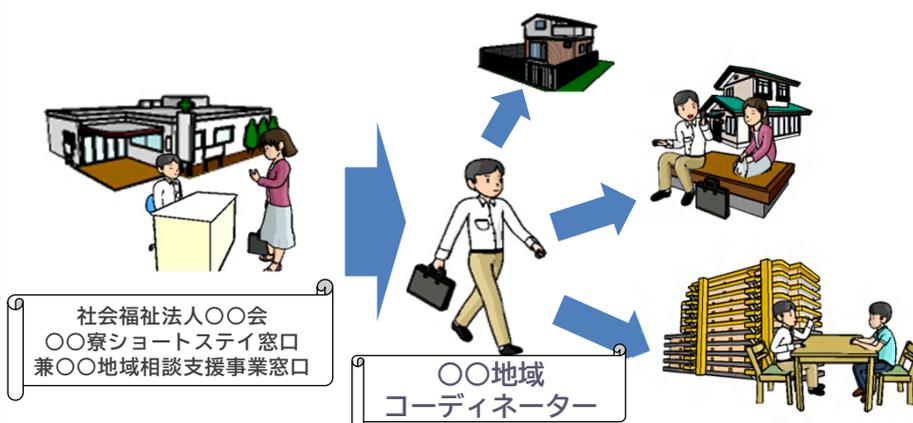
地域で障害のある人が置かれている状況と  
ニーズが見えてきた

5

5

## ③ アウトリーチでニーズを掘り起こす

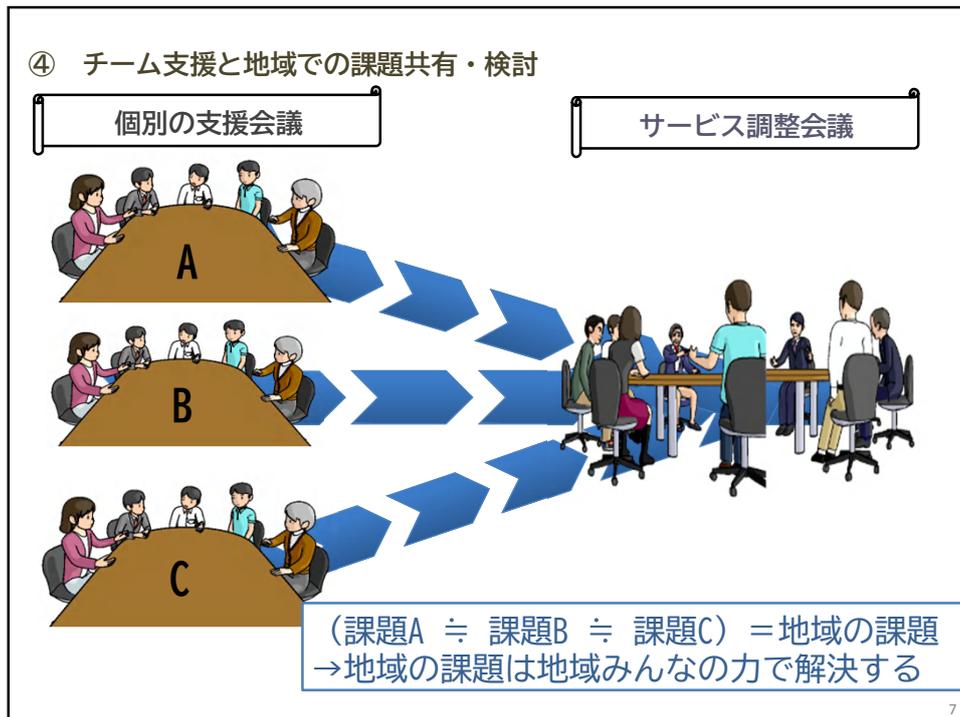
～1995年 地域障害児者地域療育拠点施設事業（地域療育等支援事業）開始～



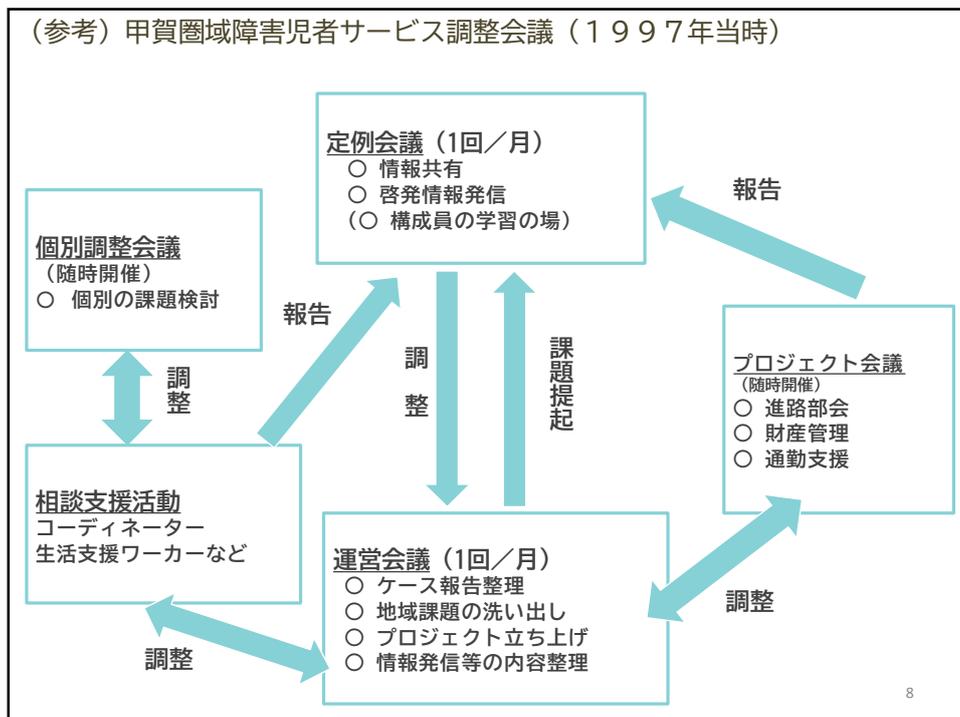
地域の資源としてのコーディネーター  
（相談員）の相談支援活動

6

6

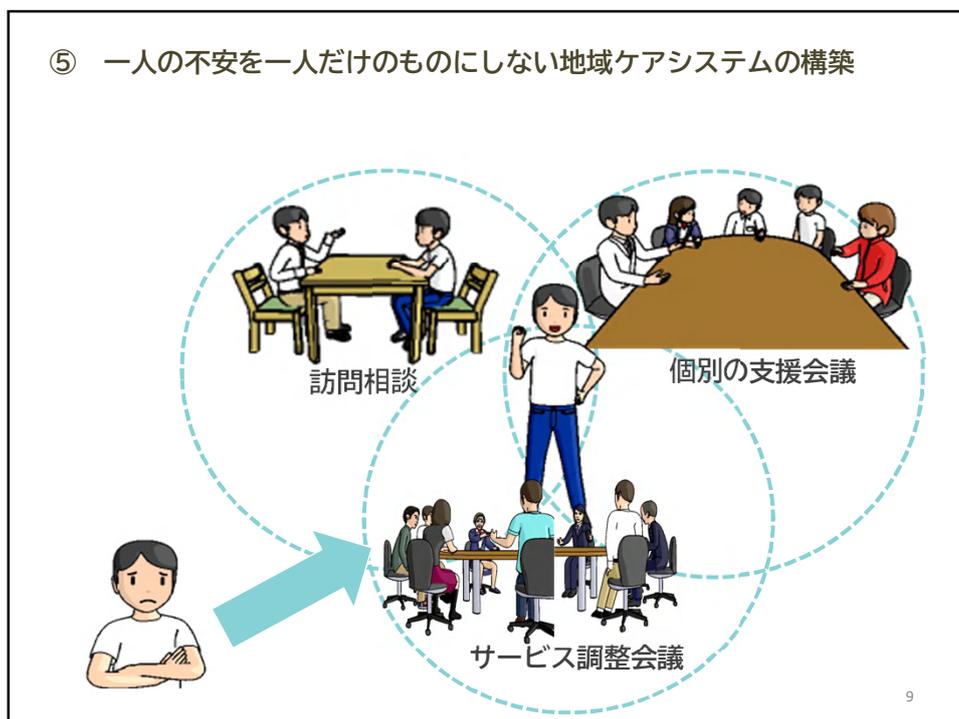


7



8

⑤ 一人の不安を一人だけのものにならない地域ケアシステムの構築



9

2. (自立支援)協議会の法的位置づけと機能、  
仕組みの再確認

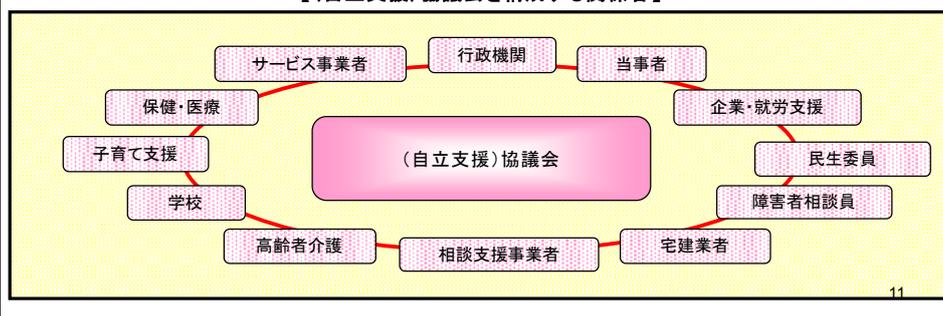
10

10

## (1) (自立支援)協議会の法定化

- (自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、(自立支援)協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
  - ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行(25年4月)により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化。

### 【(自立支援)協議会を構成する関係者】



11

## (2) (自立支援)協議会の位置づけ (R4年改正)

### (協議会の設置)

法第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連携をはかることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密かを図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

3 協議会は、前項の規定による情報の共有及び協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するように努めるものとする。

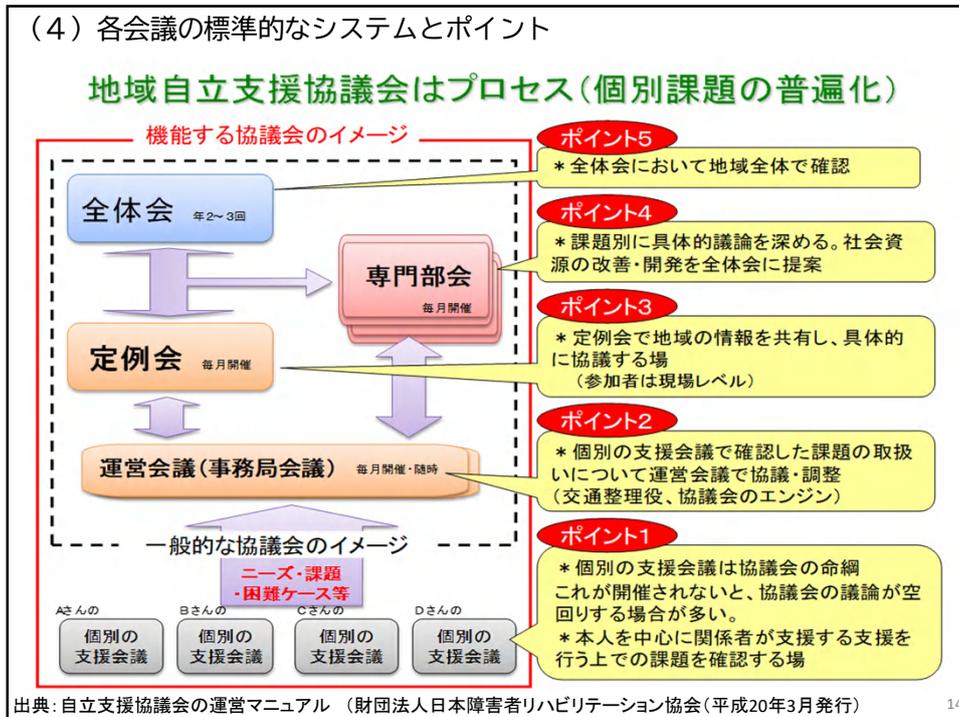
5 協議会の事務に従事する者又は従事していたものは、正当な理由なしに、協議会の事務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

6 前項各校に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

12

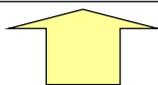
(3) 市町村（自立支援）協議会の機能		
情報機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信</li> </ul>	誰がどのように困っているかの共有による「わがごと」化
調整機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の関係機関によるネットワーク構築</li> <li>・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整</li> </ul>	あるもので調整できる場合の解決機能
開発機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の社会資源の開発、改善</li> </ul>	ないものを作り出すことでの解決機能
教育機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構成員の資質向上の場としての活用</li> </ul>	スキルを向上させることでの解決機能
権利擁護機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度の適切な利用の促進等、権利擁護に関する取り組みを展開</li> <li>・ 地域における障害者虐待防止等のためのネットワークの強化</li> </ul>	すべての取り組みの基盤
評価機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等の運営評価</li> <li>・ 重度包括支援事業等・日中サービス支援型共同生活援助の評価</li> <li>・ 都道府県相談支援体制整備事業の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域全体への役割を担う委託事業の評価</li> <li>◆ 重い障害のある人を包括的に支援する事業者の評価</li> </ul>

出典：自立支援協議会の運営マニュアルを一部改編（財団法人日本障害者リハビリテーション協会（平成20年3月発行））



## 市町村（自立支援）協議会は地域づくりの中核

- 自己完結に陥らない（ネットワークで取り組む基盤をつくる）
- 他人事にとらえない（地域の課題を的確に把握する）
- 出来ることから進める（成功体験を積み重ねる）
- 取り組みの成果を確認する（相互に評価する）



市町村（自立支援）協議会は地域が協働する場



地域で障害者を支える

15